

藤沢市保育士転入奨励補助金

1. はじめに

この保育士転入奨励補助制度は、神奈川県外に住所を有し、藤沢市内の保育施設への就職を希望する保育士を対象に、就職活動（補助対象事業）に係る費用を補助するものです。

※保育施設・・・法人または個人が運営する施設

- (1) 児童福祉法第39条第1項に規定する 保育所
- (2) 認定こども園法第2条第6項に規定する 認定こども園
- (3) 児童福祉法第24条第2項に規定する 小規模保育事業所・家庭的保育事業所

2. 補助対象事業

就業体験等交通費支給事業	藤沢市内の保育施設において、保育の業務に係る面接、職場体験等を行う際に必要となる交通費を支給する事業
就業開始資金支給事業	藤沢市内の保育施設に常勤として新規雇用され、就業を開始するにあたり必要となる家財道具の運搬及び購入に係る費用の一部を補助する事業

3. 補助対象者（就業体験等交通費支給事業）

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- (1) 保育士資格を取得していること。（取得見込みを含む。）
- (2) 神奈川県外に居住し、藤沢市内の保育施設に就職を希望していること。
- (3) 過去に同事業の補助金交付を受けていないこと。

補助対象者（就業開始資金支給事業）

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- (1) 保育士資格を取得していること。（取得見込みを含む。）
- (2) 神奈川県外に居住し、藤沢市内の保育施設に常勤として新規雇用され、藤沢市内に住民登録がある方（予定含む。）
- (3) 過去に同事業の補助金交付を受けていないこと。

4. 補助額等

就業体験等交通費支給事業	保育施設までの交通費 ※ ----- 上限5万円
就業開始資金支給事業	引っ越し費用・家財道具購入費用 ----- 上限10万円

※交通費は経済的且つ合理的な経路及び交通手段等によるものとし、タクシーの利用や特別料金等については、特に必要性が認められる場合を除き、対象となりません。

5. 申込方法

保育士転入奨励補助金を受けようとする方は、藤沢市保育士転入奨励補助金交付申請書（第1号様式）を提出してください。

6. 決定後の手続き（就業体験等交通費支給事業）

事業完了後に次の書類を提出してください。

- (1) 藤沢市保育士転入奨励事業完了届兼交付請求書（第5号様式）
- (2) 藤沢市保育士転入奨励補助金就業体験等実施報告書（第6号様式）
- (3) 保育士証の写し（資格取得見込証明書）
- (4) 交通費の領収書の写し

決定後の手続き（就業開始資金支給事業）

事業完了後に次の書類を提出してください。

- (1) 藤沢市保育士転入奨励事業完了届兼交付請求書（第5号様式）
- (2) 雇用証明書（第7号様式）
- (3) 保育士証の写し（資格取得見込証明書）
- (4) 住民票（直近3か月以内）の写し
- (5) 領収書の写し

7. 補助金の交付

補助金の交付については、請求書にて指定いただいた口座に振り込みます。

8. その他

交付内容が変更したなど、当初の申込内容と異なった場合は、速やかに藤沢市役所保育課へ連絡してください。

9. Q&A

Q1 就業体験等交通費支給事業の交通費は何往復分まで申請可能ですか？

A1 回数の制限はなく、施設等への訪問が必要な場合には、補助対象となりますが、上限は5万円までとなります。

Q2 就業体験等交通費支給事業と就業開始資金支給事業は同時申請が必須ですか？

A2 時期が同時期とは限らないので別々の申請でも大丈夫です。

≪書類の提出先及びお問い合わせ先≫

藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 保育園運営担当
住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3F
電話：0466-25-1111（代表）
0466-50-3526（直通）